

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年10月21日

奈良県知事 荒井正吾

1 業務概要

(1) 業務名

おいしい奈良産食材活用促進事業 奈良産食材活用調査業務

(2) 業務の目的

奈良県には、奈良県の魅力を発信できる県産食材等（農林水産物、加工品、郷土料理、木工品など）が多くあり、これらの食材等を提供する県内の飲食店・宿泊施設も存在する。しかし、これらの情報を消費者（県民、観光客、飲食店や宿泊施設等）が入手する際、個々の情報が散在しており検索作業が煩雑になる。また、収集された情報が、最新の情報に追加・更新されておらず、十分に整理されていない。

そこで、消費者が最新の「奈良の食と農の情報」を容易に入手できる仕組みづくりを目指す。その準備として、歴史・文化的背景を持つ県産食材等の情報の収集、および県内の飲食店・宿泊施設における県産食材等の活用実態について調査する。また、消費者が新しい情報を入手できる仕組みを想定したデモサイトを制作し、制作されたサイトがオンラインで掲載された際の、サイト運営に必要な実施体制を提案する。

(3) 業務内容

- ① 県産食材等に関する情報の収集と整理
- ② 県内の飲食店・宿泊施設の県産食材等の活用実態調査
- ③ 県産食材等、および県内の飲食店・宿泊施設の情報を管理するデモサイトの作成
- ④ サイトを運営するための実施体制の提案
- ⑤ 打合せ協議等の実施

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「おいしい奈良産食材活用促進事業 奈良産食材活用調査業務業務説明書」（以下「業務説明書」という。）による。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

(6) 委託上限額

7,491千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

この委託事業における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q2（電算業務）、Q4（検査・分析・調査業務）またはQ7（役務の提供・諸サービス）で登録している者であること。

なお、新たに入札資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。

入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）

T E L 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (2) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）に調査業務又はホームページ作成業務が含まれ、委託者が同等と認める履行実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

奈良県 食と農の振興部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

T E L 0742-27-7401、F A X 0742-26-6211

- (2) 業務説明書の配布

令和4年10月21日（金）から11月1日（火）午後5時までの間に、上記（1）の担

当部署または奈良県食と農の振興部豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

（3）参加表明書の提出

① 提出期間

令和4年11月1日（火）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

（1）の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式1-1 参加表明書…1部
- ・様式1-2 企業概要…1部
- ・様式1-3 業務実績…1部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

（4）技術提案書の提出

① 提出期間

令和4年11月15日（火）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先

（1）の担当部署

③ 提出物および提出部数

- ・様式2-1 技術提案書…2部
- ・様式2-2 実施体制…2部
- ・様式2-3 企画提案書…2部
- ・見積書（任意様式）…2部

④ 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

（5）質問の受付

業務説明書に示すところによる。

（6）留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

技術提案書を評価基準に基づき順位付けを行い、最上位の事業者を受託者として特定する。

6 契約の締結

上記5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、上記5により順位付けされた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 受託者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。
- (4) その他、詳細は業務説明書によるものとする。